

朕情報局官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム

御名 市爾王

年 月 日

内閣總理大臣

勅令第

情報局官制中左ノ通改正ス

第一條第一項中第二號ヲ左ノ如ク改ム

新聞事業令ノ施行ニ伴ヒ當局官制中改正ノ
件別案ノ通公布方市取計相成度此段及上申
候

二 新聞事業令ノ施行及新聞紙其ノ他ノ出版
 物ニ関スル國家總動員法第二十條ニ規定スル處
 分

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

新聞紙其ノ他ノ出版
 物ニ関スル國家總動員法
 第二十條ニ規定スル處
 分

新聞事業令ノ施行ニ伴ヒ之ガ所掌ヲ定ムルノ
 要ルニ由ル
 理○由

本令ノ施行ニ伴ヒ之ガ所掌ヲ定ムルノ
 要ルニ由ル
 理○由

山崎 芳太郎

第一條第一項
新聞紙
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕情報局官制

御名

年

勅令第

情報局官制中

第一條第一項

新聞紙

法第二十條ニ規定スル處分

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

731

山崎 芳太郎

山崎 芳太郎
山崎 芳太郎
山崎 芳太郎

山崎 芳太郎

山崎 芳太郎
山崎 芳太郎
山崎 芳太郎

第一條第一項中
「新聞」上ニ
「新聞」トシテ
「新聞」トシテ
「新聞」トシテ

朕情報局官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣

勅令第

情報局官制中左ノ通改正ス

第一條第一項中第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 新聞事業令ノ施行及新聞紙其ノ他ノ出版物ニ關スル國家總動員

法第二十條ニ規定スル處分

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

山崎...

Handwritten notes in cursive script, likely a draft or commentary on the official order.

内閣

理由

新聞事業令ノ施行ニ伴ヒ之ガ所掌ヲ定ムルノ要アルニ由ル

本令ハ公衆ノ利益ニ資スルニ由ルニ由ル

一 新聞紙ノ発行ニ関スル事項

二 新聞紙ノ発行ニ関スル事項

三 新聞紙ノ発行ニ関スル事項

四 新聞紙ノ発行ニ関スル事項

五 新聞紙ノ発行ニ関スル事項

四 新聞紙ノ発行ニ関スル事項

五 新聞紙ノ発行ニ関スル事項

六 新聞紙ノ発行ニ関スル事項

新聞紙ノ発行ニ関スル事項

朕情報局官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣

勅令第

情報局官制中左ノ通改正ス

第一條第一項中第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 新聞事業令ノ施行及新聞紙其ノ他ノ出版物ニ關スル國家總動員
法第二十條ニ規定スル處分

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内閣

海軍軍令ノ施行ニ特ニ注意スルニ付
海軍省令ノ施行ニ注意スルニ付
海軍省令ノ施行ニ注意スルニ付

新聞事業令ノ施行ニ伴ヒ之ガ所掌ヲ定ムルノ要アルニ由ル

理由

内閣

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

附則二十通ニ依テ之ルニ

一 新聞事業令ノ施行及後施行長ノ指シ出見附ニ關スル國家總務長

官一節第一節第四條ニ關スルニ關シテ之ノ施行ニ關スル國家總務長

官一節第一節第四條ノ施行ニ關スルニ關シテ之ノ施行ニ關スル

附則

軍 官

臣

内閣 編 制 大 綱

附 則

新聞事業令ノ施行ニ伴ヒ之ガ所掌ヲ定ムルノ要アルニ由ル

昭和五年 八月 十二日 起案 主務 課務 責任官

官房第二課長

年 日

總務課長

由閣總理大臣
 情報局審判中改正一件
 今般閣議決定行政留養化等範圍之其在別紙
 通情報局審判中改正一件
 此後又上申候

昭和五年八月十二日
 官房第二課長